

## ブロック塀等撤去費補助金の受付を開始します

申 問 都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111

1

市は、地震発生時のブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、ブロック塀等を撤去する工事に、補助金を交付します。

**対象者** 次の全ての要件を満たす人

- ・ブロック塀等の所有者
- ・市税などの滞納が無い人
- ・過去にこの補助金を受けていない人

**対象工事** 次の①～③を満たすブロック塀等を全て撤去する工事

- ①市内にあり、道路に面して築造されているもの
  - ②道路面または地盤面からの高さが1.0メートル以上のもの
  - ③所定の診断方法で、40点未満のもの
- ※ブロック塀等の撤去が一部の場合でも、①～③に加え、次の全ての要件を満たす場合は申請できます
- ・道路内に築造されていないもの
  - ・一部撤去後、所定の診断方法で70点以上になるもの
  - ・一部撤去後、道路面または地盤面からの高さが1.2メートル以下になるもの

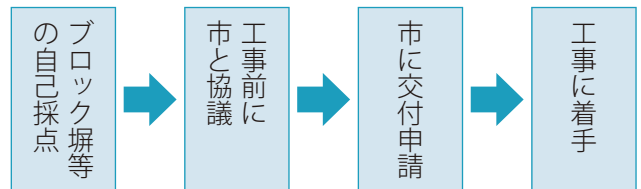
**「ブロック塀等」とは**

コンクリートブロック・レンガ・石などを組積して作った塀のことです。(擁壁やフェンスは対象外)

**補助金額**

ブロック塀等の撤去に要する費用の50%に相当する金額で、上限109,000円

**申請までの流れ**



※原則、申請者で自己採点してください

※制度や採点方法など、詳しくは市ホームページ(ホーム▶暮らし▶住まい▶小郡市ブロック塀等撤去費補助金について)をご覧ください

## 松崎・上岩田地区地区計画の決定について

問 都市計画課計画係 ☎72-2111

2

松崎・上岩田地区の一部の区域が、久留米小郡都市計画において、松崎・上岩田地区地区計画区域となりました。この区域は、市街化調整区域のため、原則、開発が抑制される区域ですが、一定の要件に沿った開発(土地利用)が可能となりました。

詳しくは、市ホームページ(ホーム▶市政情報▶都市計画・都市景観▶小郡の都市計画▶地区計画について)をご覧ください。

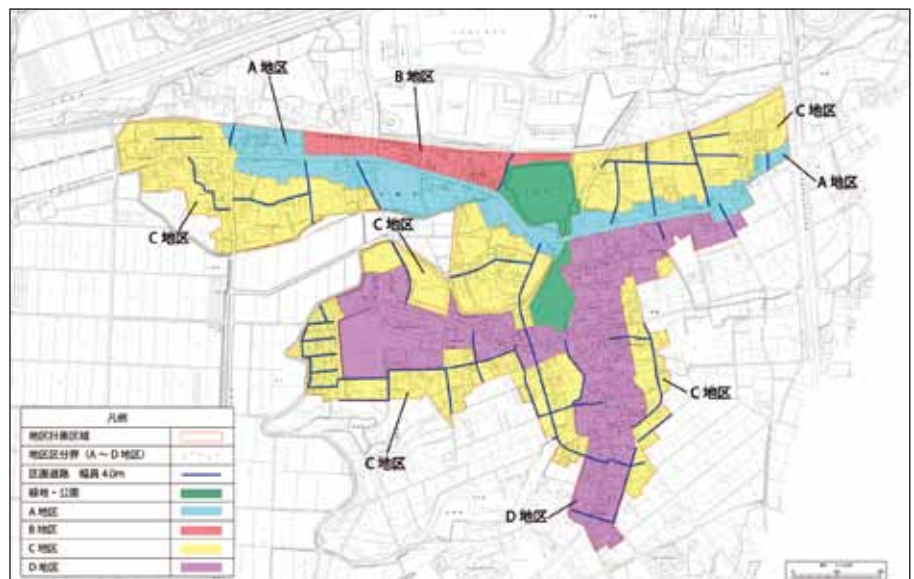
**位置** 松崎・上岩田の一部

**面積** 約64ha

**地区計画決定日**

平成31年1月30日

松崎・上岩田地区計画図



※A～Dの4つの地区に区分して、地区ごとに土地利用の方針を定めています

## 初めて創業する人を支援します

申問 商工・企業立地課 商工観光係(南別館3階) ☎72-2111

市は経済活性化を図るため、事業を営んでいない人が、今後市内で創業する場合、その創業にかかる初期経費と事業を営むための貸室の家賃の一部を、予算の範囲内で補助します。

申請には条件がありますので、創業手続などを行う前にまずはご相談ください。

## 補助額

	補助率	限度額
①創業費	2分の1以内	30万円
②家賃補助	2分の1以内	1か月あたり2万円(12か月上限)

## 対象経費 ①創業費で補助対象となる経費

開業と法人設立に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請書類作成経費、設備費(店舗などの工事費、備品費など)、広告宣伝費、調査費

## ②家賃補助で補助対象となる経費

事業を営むために賃借した事業所の借上げに必要な月額賃料

## 対象者

補助申請する創業事業計画について、小郡市商工会の経営指導員から経営指導を受け、福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種を新規創業後に営む人のうち、以下の全てを満たす人

(1) 次のいずれかに該当する新規創業前の人

ア. 市内に本店を置く会社の設立を予定している人

イ. 個人事業主として市内に主たる事業所を置く予定で、かつ市内に住所を有する人、または有する予定の人

(2) 市税などの滞納が無い人

(3) 同一事業について、国、県または他の補助金の交付を受けていない人

**申請方法** 補助金交付申請書に必要な書類を添えて、持参してください。

※申請書は市ホームページ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶創業者支援事業補助金)からダウンロードできます

※申請受付は、4月1日(月)から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります

## はり・きゅう・マッサージ施術券を交付します

申問 国保年金課 国保係、医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

市は、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康増進のため、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付しています。交付を希望する人は、窓口で申請してください。

**持参物** 被保険者証、印鑑

※昨年度の施術券(柿色)の有効期限は、平成31年3月31日(日)です

## 治療院一覧

治療院名	住所	電話番号
大坪はりマッサージ療院	寺福童859-26	72-7523
重松鍼灸マッサージ療院	祇園一丁目13-13	72-6887
高松鍼灸治療院	八坂556-2	72-6235
山崎針療院	三沢4225-354	75-0502
枝村鍼院	大保1629-1	73-3969
正健堂治療院	上岩田1305-1	72-1807

## 助成額

国民健康保険 1,200円

後期高齢者医療 1,200円

※自己負担分は、施術料金から助成額を差し引いた金額です

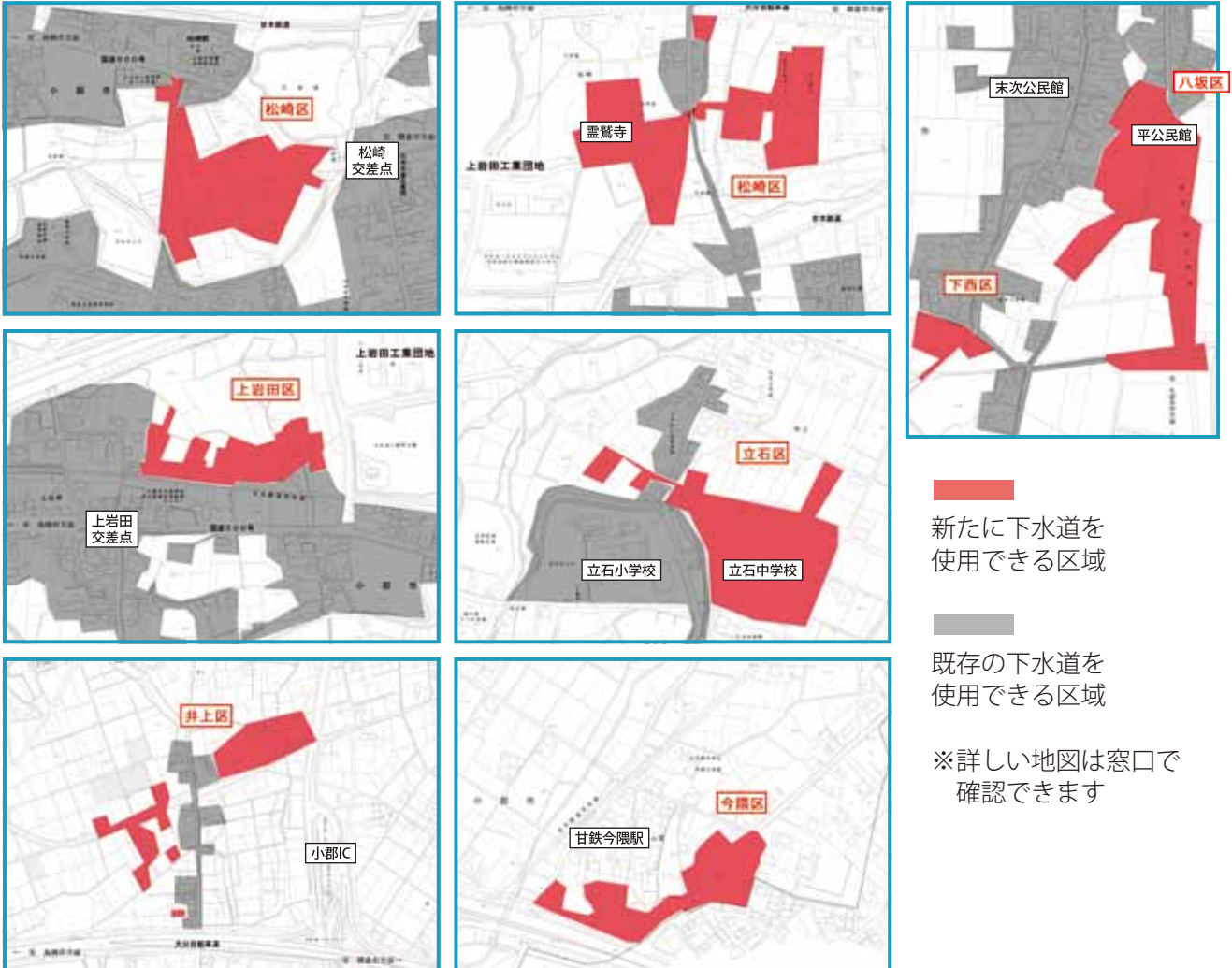
※後期高齢者医療は、4月から助成額が変更になりました

## 下水道を使用できる区域が広がります

申 問 下水道課管理係、工務係(西別館 2階) ☎72-2111

5

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。



新たに下水道を使用できる区域

既存の下水道を使用できる区域

※詳しい地図は窓口で確認できます

### 排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は、下水道課工務係窓口または市ホームページ(ホーム▶暮らし▶上下水道▶下水道接続▶指定工事店一覧表)でご確認ください。

### 私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置する場合があります。

### 下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付しますので、内容を確認のうえ、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

### 下水道使用料について

下水道を使用すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。

## し尿処理のお知らせ

☎生活環境課リサイクル推進係(南別館1階) ☎72-2111

6

- 新たに汲み取りを希望する場合は、地域ごとの担当業者に直接申し込んでください
- 人数で目安の量を決める人頭制の場合、乳幼児や高齢者も人員の算定に含まれます。人員の変更があった場合は、必ず収集業者に連絡してください
- 紙おむつ、生理用品、たばこ、ロールの芯、ビニールなどを便槽に入れないでください

### し尿処理手数料

※消費税込

区別	種別	単位	料金
定期収集	普通便槽	人頭制(1人1か月につき)	480円
	無臭便槽、改良便槽、簡易水洗など、普通便槽以外の便槽	従量制 (18リットル当たり)	220円
	人頭制で算出が困難なところ 1か月に2回以上汲み取るところ(2回目から)		
臨時収集	定期収集以外に収集が必要なおとこ	従量制 (18リットル当たり)	440円
特別加算	収集車から便槽までの距離が40メートルを超える場合、その超える距離が20メートルごとに355円を加算します。		

### 平成31年度 し尿収集日程表

※都合により3~4日程度前後することがあります

収集日	A地域	B地域	C地域
		(有)悠久商事 ☎72-8942 ☎72-8936 稲吉1071-6	(株)高野環境 ☎77-1663 ☎77-3791 大刀洗町山隈350-1
1		三沢(沢の丘・栗原)・津古・みくに野団地	
2	大崎・小板井・寺福童		光行・平方・下岩田
3			
4	寺福童・開・新町		下岩田・古飯・稲吉
5	寺福童・開・新町・東町		古飯・稲吉・二夕
6		松崎(北部)	
7			
8		松崎(北部)	二夕・二森・東福童(端間駅周辺)
9	東町・新町・駅前・中央1	松崎(中部)	
10		松崎(中部)	二森・東福童(端間駅周辺)・宝城団地
11	大保原・東野・駅前・中央1・大原	松崎(南部)	
12	大保・中央2・大原・東野 大保原・大板井	松崎(南部)	宝城団地・東福童・西福童
13		今隈	
14			
15		立石	西福童・上西
16	東野・大保原・中央2・大板井・大保	花立	
17		井上(三軒屋)	上西
18	東野・大保原・中央2・大板井・大保	井上(井上団地)	
19	大保原・中央2・大板井・大保・東野	佐野古・下鶴・吹上	上西・みくに野団地(南組)
20		乙隈	
21			
22		干潟	八坂・上西(城・末次)
23	大板井・大保・大保団地・西島	干潟	
24		古賀・横隈・力武・新島	下西(京手・十楽)
25	大保・大保団地・西島・大板井	三沢	赤川・東福童(今朝丸)
26	大保・大保団地・西島	井上	
27		井上	
28			
29	大崎・小板井	上岩田	
30	大崎・小板井	三沢(正原・中隈団地)	

※小板井：小板井1・2区、大板井：大板井1・2区、開：開1・2区